

就学猶予・免除

1 考え方

「就学猶予・免除」については、学校教育法第18条に規定されている。

就学猶予・免除とは、子を義務教育諸学校へ就学させなければならない保護者の義務が猶予・免除されることであり、その結果として、憲法第26条に規定されている子の普通教育を受ける権利が喪失することであり、その意味は極めて重大である。

- 平成25年10月4日付け25文科初第756号による初等中等教育局長通知「障害のある児童生徒に対する早期からの一貫した支援について（通知）」では、「治療又は生命・健康の維持のため療養に専念することを必要とし、教育を受けることが困難又は不可能な者については、保護者の願い出により、就学義務の猶予又は免除の措置を慎重に行うこと。」とされている。

2 対象者

就学義務の猶予・免除の対象となりうる者として、学校教育法第18条では、「病弱、発育不全その他やむを得ない事由のため、就学困難と認められる者」とされている。

- 「病弱、発育不完全」については、特別支援学校における教育に耐えることができない程度としており、より具体的には、治療又は生命・健康の維持のため療養に専念することを必要とし、教育を受けることが困難又は不可能な者を対象としている。
- 「その他やむを得ない事由」としては、次のような場合が認められる。
 - ・ 児童生徒の失踪
 - ・ 児童自立支援施設又は少年院に収容されたとき
 - ・ 帰国児童生徒の日本語の能力が養われるまでの一定期間、適当な機関で日本語の教育を受ける等、日本語の能力を養うのに適当と認められる措置が講ぜられている場合
 - ・ 重国籍者が家庭事情等から客観的に将来外国の国籍を選択する可能性が強いと認められ、かつ、他に教育を受ける機会が確保されていると認められる事由があるとき
 - ・ 低出生体重児等であって、市町村の教育委員会が、当該児童生徒の教育上及び医学上の見地等の総合的な観点から、小学校及び特別支援学校への就学を猶予又は免除することが適当と判断する場合

（文部科学省 「就学事務Q&A」参照）

3 手続き

就学義務の猶予・免除の手続きは、学校教育法施行規則第34条に規定されており、その手続きは、次のとおりである。

- (1) 保護者は、義務の猶予又は免除を市町村の教育委員会に願い出なければならない。

なお、この場合、当該市町村の教育委員会の指定する医師その他の者の証明書等その事由を証するに足る書類を添えなければならない。

(2) 願い出を受けた市町村の教育委員会は、「教育支援委員会（仮称）」の意見を聞くなどして慎重な審議の結果その可否について判断を行う。

- 就学義務の猶予又は免除については、保護者からの願い出がない限り、市町村教育委員会は、就学義務の猶予又は免除を行うことはできないこと。また、学齢児童生徒又はその保護者が国外に転出した際には、保護者に就学義務が課されないため、就学義務の猶予又は免除を行う必要がないことに留意しなければならない。

平成23年11月10日 文部科学省初等中等教育企画課教育制度改革室長

「就学義務の猶予又は免除に関する就学事務処理上の留意点について（通知）」

4 事由消滅の場合

就学義務の猶予・免除になっていた者の事由消滅としては、以下のことがある。

- (1) 学齢児童生徒の心身の状態が変化して、就学可能になった場合。
- (2) 学齢児童生徒の方には変化が認められない場合であっても、条件が改善され就学が可能になった場合。
- (3) 自立支援施設、少年院から退院したり、失踪者が発見された場合。

保護者の就学させる義務の猶予・免除の認可を取り消す手続きとしては、保護者からの猶予・免除の事由がなくなった旨の申し出による場合と、保護者からの申し出を待たずに、市町村教育委員会の職権によって取り消す場合とがある。

5 就学猶予・免除の解除者の編入学年

就学義務の猶予・免除の事由が解消して小学校又は中学校に就学する場合、心身の発達状態を考慮して、校長は、年齢相当の学年まで編入することができる（学校教育法施行規則第35条）。ただし、中学校相当の年齢の者は、学校教育法第17条第2項の小学校等の課程を修了した日の翌日以後の学年の初めから中学校等に就学させると規定しており、小学校等を卒業していない者は、中学校等に編入できない。